

関係者3：本人と家族

- ・ 医療的健康管理では「忘れられがち」な「関係者」
- ・ 本人と家族の利害の不一致は多い
- ・ 家族の関与：無干渉と過干渉

従業員本人の役割

- 敏速適切に業務を遂行すること
上長の指示に従うこと

- 定時労働制度適用労働者は、正当な理由なく「しばしば」遅刻，離席，欠勤してはならない

- 安全衛生に関する必要な注意をすること（自己の適切な健康管理）

→ 就業規則を守ること（就業規則を守って仕事をする事）

家族の役割

- 本人に十分な判断能力が無いかもしれないときに、
本人に代わって判断をする。
- 本人の意志を尊重するにあたっては、
それに伴うリスクを享受する。
- 「病気の治癒」と「業務ができる」は同義でないことを
理解し、このギャップを埋めるサポートをする。

家族の同席（利害の不一致があるゆえ）

■ 療養開始時と復帰前

理論的重要性—療養開始時＞復帰前

実態 —療養開始時＜復帰前

*本人：働きたい（ならぬ） $\leftrightarrow$ 家族：体も大事（再発困る）

家族の同席がなければ どうにもならない局面とは

- 本当にメンタルが悪く（かつ病識がない）、療養の説得が功を奏しないとき
- 自殺を本当に抑止したいと考えるとき（同席ではなく、関与でも可能であるが）

家族の過干渉

- ・たとえば、療養中の本人不在で、家族が会社にな度もやめてきて、パワハラだと騒ぎ立てる。
- ・人事課としては、最初に療養説明を対面でしたり、週1報告の代理をお願いした手前、なんとなく断れず何回も面接しているが、このままだと業務に支障もある。



そもそも家族の役割は、本人の役割を完全にオーバーライドするようなことがあるのか??

一方で、上司の役割も明確になる

	療養専念期	復帰準備期	復帰検討期	復職後 配慮期間中
本人	療養に専念する	復帰準備報告を含む 復帰準備	業務遂行できるこ との立証	業務遂行 業務についてのすり合わせ
ご家族	必要に応じて 代理で療養報告	本人の復帰準備の支援	本人と一緒に 部署 の業務に意見	後方支援的に。あまり会 社にくるものではない
上司	職場の同僚に 業務負担ヒアリング	部署全体に対する業務 負担軽減対応	本人の復帰後の要 改善点を指摘	業務上の指摘、指導
人事	療養説明	衛生委員会等での調査 審議（全体として）	関係者意見とりま とめ、復帰発令	就業規則の公平な適用の モニタ
主治医	治療	←	復帰に関する意見	治療継続
産業医			復帰に関する意見	必要あれば再療養意見